

2 市の業務に不備がなかった事例

(1) 水道の使用料金（要約）

苦情申立ての趣旨

他都市から熊本市に転入してきたが、他都市よりも水道料金が低い。熊本市は地下水を利用していることを謳っているのに、他都市より高額な水道料金を支払うのは納得がいかない。

市からの回答

本市の水道水は全量地下水で賄っており、浄水施設が不要であるなどメリットがある反面、「多量採取による地盤沈下や水位低下」「地下水汚染」「災害への対応」等を考慮し、施設を分散して複数所有する必要がある、河川の近くに大規模な浄水施設を1つ設置し運用する事業体に比べ、施設の維持管理費や地下水をくみ上げるための経費が多く必要となる等のデメリットもあります。

他都市の中には、水道水の大半を広域水道企業団から浄化された水を購入し供給することで、市単独で河川水を水道水として供給するのに比べ「大規模な施設が不要なこと」「広域経営によるコストダウンが図られていること」「大口使用者の負担割合を高く設定されていること（累進逓増性は各事業体で異なります。）」等の理由により一般使用者の料金を低く抑えることが出来ている自治体もあります。

本市の水道料金につきましては、平成21年に高齢化社会等を念頭においた10ℓ未満の料金値下げを実施したところ（平成22年4月現在の料金水準につきましては、政令市や中核市と比較するとほぼ中間に位置しております。）。

今後とも上下水道局としましては、安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいりますので、水道料金につきましてのご理解をお願いいたします。

オンブズマンの判断

市からの回答のとおり、水道事業体の成り立ちには差異があるため、料金に差異がありますが、熊本市も、それなりの経営努力に努めているところであり、今後とも安全、安心な水道水の安定供給を目指しておりますので、申立人のご理解をいただければ幸いと思う次第です。

(2) 自治会に対する行政指導（要約）

苦情申立ての趣旨

私が所属している自治会が規約を遵守しておらず、認可を取消すべき状態に至っているので、市は、行政指導して改善すべきである。

また、町内自治会長変更届等を提出したところ、総会の成否などの有効性が確認できないとして認可しないのはおかしい。

市からの回答

まず、「地縁団体の認可の取消し」については、地方自治法第260条の2第2項に掲げる認可要件のいずれかを欠くこととなったときと定められており、本件においては、いずれの要件も欠くにはいたっていません。

また、認可地縁団体（地方自治法第260条の2第1項）は、住民の自発的な意思のもとづく任意団体としての性格を有していることや、市町村長は認可地縁団体に対して一般的監督権限を有しないものであること等の理由から、一般的な行政指導はできません。

町内自治会長変更届等の対応については、地方自治法第260条の2第10項に基づく認可地縁団体代表者の変更に関する「告示事項変更届」等がなされたため、届出内容を精査したところ、事実関係や法的な有効性を明確に確認できないことから書類の認可ならびに告示はできないと回答したものです。

オンブズマンの判断

認可取消しについては、地方自治法第260条の2第14項に定めがあり、「市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき…その認可を取消することができる。」と定めています。

第2項各号が掲げる要件は、「(1)その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。(2)その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。(3)その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとしその相当数の者が現に構成員となっていること。(4)規約を定めていること。」とされています。

そうすると、申立人が主張する会長が財産目録や構成員名簿を閲覧させないとか会長の任期が終了しているとかの諸事情は、認可地縁団体の代表者の義務違反（地方自治法第260条の6）、地縁団体の代表者の欠けた場合（地方自治法第260条の9）など

と言えるかもしれませんが、単なる内部問題（内部対立）であって、当該自治会が、上記の要件である、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること等の(1)～(4)の要件を欠くにいたったものとは認定し得ませんので、認可取消しの要件に該当するものではありません。

したがって、市が取消権に基づいて行政指導する段階ではないと思われます。

また、申立人は、一般的な行政指導をしてもらいたい旨の申し出も行っていましたが、自治会は、本来その自治会の自治に任せるために設けられています。また、地方自治法第260条の2第6項により独立性が保障されており、公的な関与をできるだけ少なくすることが適当であり、市町村は一般的監督権限を有しないものと考えられます。当該自治会としても独自・自主的に内部問題を解決するのが相当であり、むしろ行政指導は控えるべきものと思われます。

なお、申立人が主張する財産目録や構成員名簿の閲覧請求権は、司法制度を利用することで、その行使は可能です。

また、町内自治会長変更届等を市が認可しないことについては、これらの変更届に関する決議をなした総会において、いわゆる形式的な手続きの瑕疵が見られ、その瑕疵にも拘らず決議は実質的に有効かどうかを判断しなければならないところ、市は判断機関ではないため、実質的な判断はできません。そのため、市が認可できないのです。

したがって、申立人は、実質的に判断を得ることを必要とし、この判断を得たならば、市も申立人の「告示変更事項届」等を受理し、認可及び告示がなされることになります。

なお、この実質的な判断を取得するには、地位確認請求として司法制度を利用することで可能です。

本件は、内部的な問題であるから、話し合いで解決することも可能と思われますが、自治会内で自主的に解決を図ろうとしていることが窺われ、まさに自主・自立的に解決を模索しているもので、そうすることで当該自治会の独立性も保たれると思われます。

(3) 土地区画整理に伴う移転補償（要約）

苦情申立ての趣旨

土地区画整理事業に伴う市の移転補償に応じたが、その補償額について不満がある。とくに営業補償費としての「のれん」等が著しく低く見積もられていたため、代替地で営業を続けることができず、自己所有の住宅地に移転せざるをえなくなった。

また、周辺地で買収に応じた他の者との補償額に著しく開きがあり、不公平である。

市からの回答

まず、申立人の所有する建物に対して行われた土地区画整理法に基づく移転補償は、「損失補償基準」およびその「補償基準細則」、さらに「損失補償基準標準書」（地価等がわかる客観的基準）を参考にして補償額が算定され、補償額につき、担当者に裁量が認められるようなものではありません。

申立人が主張している営業補償費については、損失補償基準第18条（営業休止の補償）および補償基準細則第12条に基づいて算定されており、「のれん」については、営業の「廃止」の場合には考慮されますが、営業の「休止」の場合には考慮されず、申立人の場合は営業の「休止」となります。

また、補償額は以上の基準を算定根拠にして客観的に算出されたものですから、公平の理念に反するとはいえません。

オンブズマンの判断

まず、補償額は客観的な基準に基づいて算定されているかどうか問題となります。

市の回答にあるように、申立人の移転補償は、建築物移転料（解体費を含む）、工作物移転料、動産移転料、移転雑費補償金、営業補償金、仮住居補償金を合計したものととして算定されていますが、損失補償基準細則には建築物の移転工法や機械設備の標準耐用年数についても別表に詳細な規定があり、担当者の裁量による算定にならないように、可能な限り定型化・標準化されていることがわかります。

申立人がとくに不満を持っておられる営業補償金、とりわけ「のれん」と呼ばれる営業権については、損失補償基準第20条にありますように、「営業廃止」の場合に補償されることになっています。申立人の場合には、自己所有の土地で営業を続けられますので、「営業休止」の補償になることがわかります。

申立人にとっては、長年にわたって店舗を構えた営業そのものの価値と信用の全体

が「のれん」であると考えておられるものと思います。

しかしながら、そのような精神的な価値は、現行の基準では営業補償の範囲には含まれていません。そのことは、現在の基準からすれば、やむをえないものと思わざるをえません。というのも、そのような精神的な価値は人によって異なりますので、それが失われる価値を客観的に評価することはほとんど不可能であるばかりでなく、それを補償の範囲に組み入れますと、移転補償費は膨大になり、土地地区画整理事業自体を推進することが難しくならざるをえません。

申立人の移転補償額については、正確な記録に基づいて算定されていますので、算定された移転補償額の妥当性を疑うに足る確かな根拠を見出すことはできませんでした。

次に補償額の開きについてですが、周辺の店舗との補償額の違いは、それぞれの店舗の特性に応じて移転補償額が算定されていることを疑う根拠を見出すことはできませんでした。補償額の大きな開きは、おそらく用地買収の金額が加わっているかどうかによるのではないかと推測されますし、移転補償だけとりましても、個別的な店舗と営業の状況に即して、損失補償基準、補償基準細則および標準書に基づいて公平に扱われていることを疑う根拠を示すことは難しいと言わざるを得ません。

なお、申立人の意向に応えるために「建物内装にかかったデザイン料の補償」と「高額な補償費が生じるケース」につき補充調査を行いました。

まず、デザイン料についてですが、申立人は、建物の内装にかけたデザイン料が移転補償の中で認められなかったことに、大変無念な思いを持たれていることが推測されますが、残念ながら、現在のところ、日本社会の価値観はまだ建築物の設計料や建物の内装のデザイン料などを独自の知的財産として移転補償の中で考慮するようになっていないことが「損失補償基準」をみてもわかります。将来的には、そのことが「損失補償基準」のなかに独立に規定されるようになることも期待されうると思います。

つぎに、「高額な補償費が生じるケース」についてですが、平成17年度から平成23年度までに移転補償の対象になった地権者件数338件のうち補償額が1億円を超えた件数は8件でした。そのうち7件が鉄筋コンクリート造りの大きな建築物でした。1件だけは鉄筋コンクリート造りではありませんでしたが、そのかわりに移転対象の木造家屋が5棟もあるケースでした。

申立人の補償額は移転補償費だけであって、土地価格を含むものではありませんが、用地買収の対象区域においては、移転補償費だけでなく、土地価格が含まれています。申立人の場合には補償額は移転補償費だけですから、土地価格の加わったケースとの補償額の違いが相当に大きくなるのには十分に理由があります。

申立人の期待されるようなまちづくりがこれから進展していくのを見届けることによって、申立人の無念さが少しでも和らぐことを祈念しています。

(4) 里道の整備 (要約)

苦情申立ての趣旨

用水路の水が里道に浸食し、私の畑を浸食し始めている。浸食は今でも進行中であり、通行上危険な状態である。市に打診して現場確認してもらい、速やかに暫定修復依頼をお願いしたが、すぐには無理だと言われた。申立人側で暫定修理をして良いか確認をとったところ了承を得られたので、修理を進めている。

しかしながら、人身事故などが発生したときの責任の所在が明確ではなく気がかりである。

速やかにこのような現状を改善すべく里道を復元してほしい。

市からの回答

まず、申立人が暫定的に修理を行っている部分における事故が起きた場合の責任の所在については、里道と水路については市が管理しているので、事故が起きれば市が自らの責任で対応します。

また、里道修復までの暫定措置として、申立人の要望に応じて、通行上の注意喚起のための立て看板を里道の出入り口に設置し、注意喚起と安全対策に努めているところ です。

次に、里道及び水路の整備にあたっては、市への合併後に予算枠を獲得して水路と里道の整備を始めていますが、整備箇所が多数存在することから、危険性・緊急性・重要性を総合的に判断しながら優先度の高いものから整備を進めていっているところ です。

申立人が指摘した里道部分についても、通行上危険であることから、修復する必要性を認識しておりますが、里道の崩落を抜本的に解決するためには、浸食の原因となっている水路の整備が必要となってきます。

しかしながら、里道と接している申立人の土地については、市と申立人との間で境界について見解の違いがあり、隣接地も筆界未定の状況にあるために、水路の整備のためには、まず里道と隣接地との境界を確定する必要があります。

以上の理由から、現段階ではすぐには工事に取りかかることができません。

オンブズマンの判断

申立ての内容は、二点あります。第一点は、用水路の水が里道を浸食しはじめているために、里道が通行上危険な状態になっているので、市の了承を得て申立人の側で修復を進めているものの、この場所で人身事故が発生したときの責任の所在を明確に

してほしいということ、第二点はこの状態を改善するために里道を復元してほしいということ、です。

第一点については、申立人による暫定修理の箇所では事故が生じた場合には、市が責任をもって対応するという回答が得られました。それに加えて、事故等が発生しないように里道の出入り口に「路肩注意」の看板も設置されましたので、申立人のご心配は、少しは緩和されたものと推測します。

第二点については、申し立てられている箇所における水路整備と里道修復をすぐにはできない理由が二つ挙げられています。ひとつは里道と申立人の土地との境界確定がなされていないこと、もうひとつは水路整備と里道修復には予算がかかるから整備箇所には優先順位を付けざるを得ないことです。そこで市はまず測量作業を行って、関係者全員で境界を確認して、境界確定をする予定であるといわれていますので、できるだけ速やかに測量業務の予算化が望まれます。この境界確認ができれば、つぎの課題が里道の崩落の原因となっている水路整備のための予算の確保ということになります。水路と道路を整備してほしいという各地区からの要望に対応しきれていない状況にあることを考えると、各地区の危険性・緊急性・重要性を総合的に考慮して、今回申し立てられた里道をすぐには整備できないと市が判断しているのはやむを得ないものと思います。しかし申し立てられている里道が水路によってかなり浸食されているのは事実ですし、市も里道部分は危険な状態にあって修復の必要性を認識しているのですから、申し立てられた水路整備と里道修復をできるだけ速やかに今後の市の整備計画の中に組み入れることが望まれます。

市の改善等の状況

「できるだけ速やかに測量業務の予算化が望まれます。」というオンブズマンの判断に基づき、平成24年度当初予算で測量設計業務の委託費が承認されましたので、平成24年度に測量設計の委託業務を発注し、境界の確認作業を進めてまいります。

(5) 介護保険料の算定（要約）

苦情申立ての趣旨

介護保険料の賦課決定にあたって、少額所得者に対する逆進性の排除がなされておらず、公平性が保たれていない。これは、平等原則に反するものであるから、是正されるべきである。また、本人が「市民税非課税」であっても「同一世帯に市民税課税者がいる」場合（段階4、5参照）、介護保険料の負担が増すことについて納得がいかない。

市からの回答

介護保険制度は「応能負担の原則」だけでなく、「応益負担の原則」に基づいた制度であるものと評価すべきであり、介護保険料負担が所得と比例しないことが平等原則に違反するものとはいえないと考えており、この見解と同趣旨の大阪高裁判決があります。

また、現行の保険料の段階設定についても十分に合理性があるものと考えています。

オンブズマンの判断

介護保険制度は、高齢介護の問題を、その家族（世帯）だけではなく、国民の皆で支える制度にし、それに要する費用を高齢者自身にも現役世代にも、すべての人に負担しあってもらい介護に必要なサービスを提供しようとするものです。

そして、介護保険料と保険給付（サービスの提供）とが対価関係になっていることを考えますと、保険料は、そのサービスを受ける利益を有する者に平等に負担してもらう応益負担の原則を適用して一律定額の負担をしていただくということが考えられます。

しかし、介護保険制度が一定年齢に達した人をすべて強制加入させる仕組みであることや、相互扶助・社会福祉の理念からすれば、その人の負担能力を考慮して、応能負担の原則を取り入れ、収入や所得に応じた保険料区分を設けることが相当と考えられます。

それゆえ、現行制度においては、応益負担の原則や応能負担の原則を踏まえて10段階の保険料区分を設けております。

ところで、申立人のご指摘のとおり、上記保険料区分には逆進性が見られ、これは応益負担の現れと思われませんが、介護保険では利用者負担（原則としてサービスに要した費用の1割）を除いた額が保険給付され、その給付の50%が公費でまかなわれております。そして、その公費は応能負担による税金として徴収されているものと言え

ますので、保険料負担には、それなりに応能負担が働いており、ご指摘の逆進性が見られても、保険料支払者が受ける利益（応益）である介護サービスを考えますと、公平に反して不当だとまでは言えないのではないかと判断しております。

また、保険料算定の段階4と段階5の点については、当人の収入や所得に関係なく、世帯に市町村税の課税者がいるかないかで分けられています。夫が課税なので、同一世帯の市町村税非課税の妻は第5段階になりますから、妻の収入が増えた訳でもないのに負担増になるのは、結局、夫一人の収入で家計を支えている世帯の負担感が大きくなると思われます。

これは、高齢者介護というものは、もともと家族（世帯）で負担するものだから、介護サービスの利益は家族（世帯）として受けていると考えられることになり、世帯という利用単位を重視して世帯単位で保険料を負担することにしよう（世帯賦課方式）という考えに基づくものと思われます。

そして、家族（世帯）の誰かに負担能力の高い人がいれば、世帯全体としての応能負担力が増加すると考えられますので、このような徴収方式を取っているものと思われます。

以上の次第で、介護保険制度の制度趣旨や、世帯を基準に応益負担の原則及び応能負担の原則を考慮しますと、現行の徴収方式はやむを得ないところと思っております。

平成23年度保険料所得段階表

段階	対象者	算式	保険料年額
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税の場合	基準額×0.5	25,200円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	基準額×0.5	25,200円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合	基準額×0.75	37,800円
第4段階	本人は市民税非課税であるが、同一世帯に市民税課税者がいる方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	基準額×0.875	44,100円
第5段階	本人は市民税非課税であるが、同一世帯に市民税課税者がいる方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合	基準額	50,400円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以下の場合	基準額×1.125	56,700円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え200万円未満の場合	基準額×1.25	63,000円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合	基準額×1.375	69,300円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の場合	基準額×1.5	75,600円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の場合	基準額×1.75	88,200円

(6) 下水道事業受益者負担金の減免（要約）

苦情申立ての趣旨

学校教育法第124条に基づく専修学校であるが、上下水道局から「下水道事業受益者負担金決定通知書」が送付されてきた。「下水道事業受益者負担金減免基準」によれば、学校教育法第1条に該当するものは減免対象になるのに対し、学校教育法第124条に該当する専修学校等は減免対象外となっている。

専修学校の公共性に鑑みれば、1条校と124条校の「差別待遇」は不当・不合理なものであり（登録免許税、不動産取得税、固定資産税については専修学校は非課税である。）、「下水道事業受益者負担金減免基準」の改正をしてほしい。

仮に、そのような区別に合理性があるとするならば、その理由・根拠を示してほしい。

市からの回答

負担金の減免については、国からの通知に基づき、熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第8条及び都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第13条第2項の規程別表第2「下水道事業受益者負担金減免基準」（以下「減免基準」という。）に従い、その適否を決定しており、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するものについては、学校教育法第1条に規定する学校の用地（居住の用に供する建物の敷地部分を除く。）を減免の対象としており、専修学校用地は減免の対象としていません。

オンブズマンの判断

下水道事業の受益者負担金は、下水道が整備された区域の土地の所有者が、その事業によって著しく利益を受けるので、その受益者に下水道事業の建設費の一部を負担してもらう制度です（都市計画法第75条第1項）。

その制度の中で負担金の減免措置があるのは、受益者の負担金を公共性を考慮して減免しようと考えたことによるものです（都市計画法第75条第2項）。

しかし、他方、減免措置を取ることは、その分を税金で負担することになりますから、どこまで一般市民の理解を得られるかを考慮する必要があります。そのため、減免措置をどこまで広げるかは施策の問題となり、市民の理解の下に制定される条例等の定めによることとなります。

ところで、上記減免基準は、1条校と124条校とを比較して、教育を受ける者の年齢や人数、修学年限、授業時数、学校用地の広さ、負担額の多寡、当該教育の義務性

など総合的見地から、1条校に124条校よりも高い公共性を認め、まず1条校に減免措置をとったものと思います。124条校の専修学校の公共性も高いのですが、1条校が還元している利益の広がり性を考慮すれば、1条校に減免措置を与えることの方が、より公共性に合致すると判断し、市民の理解を考慮して、現行における減免措置は1条校に止め、このような減免措置を行っているものと思われまます。

本来は受益者が負担すべき負担金を市民の税金で肩代りすることになり、それだけ市の財政支出が増すこととなりますので、減免措置の望ましい施策として、どこまでを選択するかは各自治体にまかされていると思います。したがって、1条校と124条校とでは、その受益の広がり性に差があると判断して、1条校に止めたことも不合理、不当とは言えないと判断いたします（負担金制度を有している13政令指定都市中、静岡市など4都市が専修学校に対し減免措置を取っております。）。

なお、不動産取得税、登録免許税、固定資産税の税金の非課税は、一般財源の確保を目的とする税の減免措置ですから、受益者という考え方はなく、本来受益者の負担となる負担金を他の市民に肩代わりさせるというものではありませんので、本件受益者負担の減免措置とは性質が異なり、同一には論じ得ないと考えます。

○ 学校教育法（抄）

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及びわが国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 1 修業年限が1年以上であること。
- 2 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 3 教育を受ける者が常時40人以上であること。

○ 下水道事業受益者負担金減免基準（抜粋）

対象となる土地	減免の割合（％）
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、私立学校法（昭和24年法律第270条）第3条に定める学校法人が設置するものに係る用地（居住の用に供する建物の敷地部分を除く。）	75

○ 私立学校法（抄）

第3条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(7) 保育園の待機児童対策（要約）

苦情申立ての趣旨

子どもを保育園に入園させたいと考えているが、私が住んでいる東部地区は子育て世帯が多いにもかかわらず、幼稚園・保育園の施設数が充分でなく、待機児童が多く入園させることができない。

子どもが身体的な障がいをかかえているためさらに入園しにくくなっているのではないか。

市からの回答

平成24年度から平成28年度までの「第三次熊本市保育所整備計画」によれば、東部地区は保育サービスの新たな整備が特に必要と認められる4エリアのひとつとなっており、第二次保育所整備計画でも、東部地区は保育所受け入れ枠拡大のために最も重点的に整備された地区で、当初、平成21年度から平成25年度までに300人の定員増が計画されていましたが、すでに平成23年度までに前倒しで370人の定員増を実施しました。

また、保育園は保育の欠けたお子さんをお預かりする施設であり、基本的に障がいの有無は入所の判断に関係しないし、障がいがあっても、保育に欠けるお子さんであれば積極的に受け入れる必要があると考えて、補助金の交付、市の子ども発達支援センターによる各保育園への専門的な助言・指導、障がい児保育研修会の定期的な開催など、障がい児保育を積極的に支援しています。

オンブズマンの判断

待機児童が多いことに早急に対応しようという市の熱意が計画の前倒し実施にうかがわれます。東部地区には現在35の保育所がありますが、それでもまだ満たされない保育需要を充足するための第三次保育所整備計画でも、東部地区は重点的に整備されるエリアになっていますので、第二次整備計画と同様に、第三次整備計画も前倒しで実施されて、切実な保育需要に応えられるようになることを望みます。

申立人が障がい児保育を利用できるためには、東部地区に障がい児を受け入れる保育所が増加することが必要です。公私立保育所障がい児保育事業実施状況によれば、障がい児保育事業を実施している保育所数は増加してきているのがわかります。

障がい児保育事業を拡大するためには、保育園が障がい児を受け入れるための体制を整備することが必要になりますが、市はそのための支援事業を積極的に推進していることがわかります。

申立人の望む障がい児保育が可能になるように、障がい児保育を担う保育園がさらに整備されて、受け入れ枠が増えることを願っています。